令和元年度 第1回 北区入札監視委員会 議事概要

開催日時	令和元年7月12日(金)午前10時~11時30分
開催場所	北区役所 第一庁舎3階 庁議室
出席委員	沼田 良委員長、高橋 達朗委員、大竹 雅訓委員
事務局	総務部長、契約管財課長、契約係長、契約管財主査
議事概要	開会 1. 開会 2. 総務部長挨拶 3. 議事 (1) 平成30年度下半期 契約締結状況について (2) 平成30年度下半期 審議案件について (2) 平成30年度下半期 審議案件について ①希望制指名競争入札(2件) ②随意契約(入札後随意契約)(2件) ③随意契約(特命随意契約)(3件) 4. その他 閉会
審議の対象とした期間	平成30年10月1日~平成31年3月31日 総件数450件、制限付一般競争入札7件、総合評価方式入札5件、 希望制指名競争入札179件、指名競争入札51件、随意契約20 8件
報告資料	 入札契約方式別発注総括表 入札契約方式別抽出案件一覧 審議案件資料 各審議案件補足資料、その他資料
審議案件	合計 7件 「入札契約方式別抽出案件一覧」のとおり
主な 意見・ 質問・ 回答等	別紙のとおり
備考	

令和元年度 第1回 北区入札監視委員会 議事概要 別紙

- 1. 平成30年度下半期 契約締結状況について 事務局が平成30年度下半期の契約締結状況を報告。平均落札率は90.7%であった。
- 2. 平成30年度下半期 審議案件7件について 事務局が資料「入札契約方式別抽出案件一覧」、「審議案件資料」を報告し、 質疑を行った。
- (1) 希望制指名競争入札(2件)
- ①「赤羽駅東口自転車駐車場整備工事」
- ②「路面補修等工事(北66号)」

委員の主な意見・質問等

区の主な回答等

○契約変更について

・変更契約の手続きの過程における適 正性について補足説明をお願いした い。

・一般的な変更契約手続きの大まかな 流れとして、まず事業者から追加工事 が必要になった旨区に通知がなされ、 区が現場を確認し、対応が必要と認め た場合、事業者と区の双方で設計変更 の協議を行い、変更内容を工事変更協 議書という形にまとめた書類を作成す る。工事主管課が変更契約を行うこと について、内部決裁をとる過程で、契 約管財課も関与し、変更理由や内容に ついて、着工後の真にやむを得ない理 由であるか、恣意的な変更でないか確 認を行っている。その後、工事主管課 から契約管財課に契約変更締結請求が なされ、契約管財課において改めて最 終確認を行った上、契約変更を決定す る内部決裁を行っている。

①について

本件は契約後に増額の契約変更がなされているが、事業者が増額することを前提に落札しているのではないか、とみられる懸念がある。また、区が当初から増額分を見込んで予定価格を積算できていれば、より適正な入札ができたのではないのか、といった批判を受けかねないと考える。

・工事発注にあたっては、工事主管課が現地を確認し、必要な工事について精査を行い、図面や起工書を作成し、予定価格を積算している。この時点から入札を経て、実際に工事着工まで時間差が生じることから、現場状況の変化や地中障害物の発見など、着工して初めて判明する変更要因などがある。

本件は、当初想定していた電力の引き込み線の位置が、現地状況を改めて勘案した結果、電力会社との調整により適切な位置に変更されたということも、変更理由の一つとなっている。

- ・増額変更に係る価格の妥当性について、どのように考えているか。
- ・工事内容が決まっていれば、積算基準に当てはめれば、業者の方である程度自動的に価格が算出できるものなのか。多少の変動はないのか。

・価格の妥当性を外部でチェックする 仕組みについて、この委員会に期待さ れているとすると、今回の資料だけで は判断できない。どういう経過でこの 金額まで増額されたのか、もう少し資 料を足していただいて、当委員会で妥 当性をチェックできる形を整えること が望ましい。

②について

・入札参加者全9者中、4者が応札し5 者が辞退している。落札者1者を除く 3者の応札金額が同額となっている。 区民目線で見ると適正な入札かどうか 疑念が残ると思われる。

○辞退理由について

・①と②の案件に応募し、辞退した業者の辞退理由のうち、両案件で同じ辞退理由を入力している業者が散見される。予め業者の方でいくつか用意した辞退理由のひな型を複写して入力していると思われるが、より入札が適正に

- ・工事は基本的に国、東京都において 積算基準が決められており、区も都の 基準を用いて積算をしている。
- ・積算基準に当てはめれば、ある程度 算出は可能である。

実勢価格、例えば鉄製品については、 オリンピック関連の影響で非常に高止 まりしている状況と言われている。ま た月単位で変動することもあると聞い ており、業者も区も双方で情報を把握 しながら、どのあたりの金額が妥当な のか見極めていく形になる。

特殊な材料で積算基準にないものは、工事主管課が複数の業者から見積を徴取し、比較検討の上、妥当な金額を算出している。

・資料等については、検討の上工夫したい。

- ・本件は予定価格事前公表案件で、落 札者を除く3者の応札金額は、予定価 格から消費税相当額を除いた金額であ る。仮に事業者が積算した結果、公表 された予定価格を超えていた場合、予 定価格事前公表案件では、予定価格を 上回る金額での応札は無効となること から、辞退を選択する、あるいは今回 のように予定価格と同額で応札したとい うことが考えられる。
- ・傾向としては、工事に限らず、「弊社 都合により」など辞退理由がひな形的 な傾向になりつつあるように思われ る。

辞退理由については、建設業界との意見交換の場において、入札監視委員

策を検討していただきたい。

なされていくために、どうすべきか方しからご意見をいただいていることを伝 えるとともに、改めてより具体的な理 由の記載について依頼しているところ である。

> また、区議会からも辞退理由に関す る質問もあり、常に問題意識を持って 取り組んでいきたい。

- (2) 随意契約(入札後随意契約)(2件)
- ③「平成30年度街路設置消火器および格納箱の購入」
- ④「清水坂公園園路改修工事」

委員の主な意見・質問等

③について

・入札後随意契約については、事業者 と随意契約交渉の上決定したと説明が あったが、随意契約交渉は具体的にど のように行っているのか。

区の主な回答等

・入札の結果、予定価格の範囲内の応 札がない場合、最も安い金額で応札し た業者と随意契約交渉が可能かどうか の意思確認を行った上、予定価格以内 の金額の提示をもって契約している。 その際、事業者には、履行するうえで 無理のない金額を提示するよう伝えて いる。

なお、随意契約交渉の過程において、 予定価格以内の提示がない場合は不調 打ち切りとなる。

・予定価格については、事業所管課に

おいて、下見積もりの徴取や市場動向

などの調査を踏まえ、適正な算定努め

④について

・③も含め、事業者が積算する実勢価 格から比べ、予定価格の設定が厳しい のではないかと思われるが、予定価格 の適正性についてどのように考えてい るか。

ているが、入札を執行するまでの間に 原材料等単価の急激な高騰といった要 因等も考えられる。 一方で、予定価格に係る積算技術の

向上について、区側でも真摯に受け止 めて努力し、常に意識を持って取組み たい。

・随意契約交渉が値引き交渉にならな いか懸念がある。

・随意契約交渉においては、履行の確 保のみでなく、品質の確保が図られる よう、無理のない金額の提示を求めて いる。一方で、区としても常に適正な 予定価格の積算に努めていかなければ ならないと考えている。

- (3) 随意契約(特命随意契約)(3件)
- ⑤「仮称区営シルバーピア滝野川三丁目新築工事監理業務委託」
- ⑥「作品審査、授賞式・記念イベント及び追悼特別企画展運営委託 (第17回北区内田康夫ミステリー文学賞)」
- ⑦「台風24号に伴う災害処理作業委託(造園)」

委員の主な意見・質問等

区の主な回答等

⑤について

北区入札等審査委員会規則の規定では、5 千万円を超える委託契約は審査 委員会に付議する対象とされているが、本件はこれに該当するのか。

・予定価格 5 千万円を超える委託契約 で入札となるものについては、入札等 審査委員会に付議する案件となるが、 特命随意契約の場合は特定業者との 契約となるため、対象からはずれる。

⑦について

・台風24号による災害処理作業とのことだが、どこをどのように対処したのかがわからないので、施工箇所を示す資料が必要と思われる。

・本件は、道路公園課所管の案件で、対象範囲としては区立公園、道路などの樹木が台風によって倒れている、倒れ掛かっている、枝葉が散乱しているなど、事故がないように当日緊急対応するものである。

なお、事業者より、施工前施工後の 写真とともに委託完了届の提出を主 管部署が受け、履行の確認を行ってい る。

審議結果

- ・概ね全体として、適切に入札執行されていると認められる。
- ・予定価格事前公表の工事案件で落札者を除く応札者 3 者が予定価格の税抜き 金額で応札し、残る参加者が辞退したという案件については、結果的に 1 者入 札他全者辞退と変らないと考えられ、公正性に疑念を生じさせるおそれがある。 辞退理由は必ず入力することや、定型的、形式的とならぬよう、具体的な理由 の明記を徹底するなど、区は可能な限り公正な入札となるよう努めていただき たい。
- ・異なる案件に参加している事業者の辞退理由が同じ内容であるなど、辞退理 由が形式的、定型的になっているおそれがあることから、区は辞退理由に疑問 がある場合など、直接事業者に問い合わせることや再調査する仕組みを検討し ていただきたい。
- ・「特命随意契約予定金額妥当性確認書」において、チェックされた項目に関する解説や説明がない。委員会として特命随意契約における予定金額の妥当性をチェックし、より改善につなげたいと考えるので、区は、特命随意契約予定金額妥当性確認書に係る補足資料を提供していただきたい。